

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 11 月前期

(No. 497)

発行年月日：2023 年 11 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2125449）
- 1-2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2125450）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁長、中東地域における知的財産分野の協力の成果を発表
- 2-2 韓国特許庁、「2023 モビリティ技術の特許に関する公開討論会」を開く
- 2-3 韓国特許庁、「2023 知的財産取引に関する学術会議」を開く
- 2-4 WIPO と韓国発明振興会と共同で国際知的財産専門家認証教育を実施
- 2-5 科学技術情報通信部と共同で「世界 ICT 標準カンファレンス 2023」を開催
- 2-6 途上国の知的財産能力強化に向けた「KIPO-WIPO-UNIDO ワークショップ インコリア」が開かれ
- 2-7 日中韓特許庁長会合が 4 年ぶりに韓国で開かれ
- 2-8 韓国金融委員会と共同で「第 5 回 IP 金融公開討論会」を開催
- 2-9 韓国特許庁、「2023 海外市場の開拓に向けた IP 保護戦略の発表会」を開催
- 2-10 韓国特許庁、「日中韓・中韓知的財産研修機関長会議」に参加

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁と検察庁、「技術流出による被害額算定の価値評価導入に向けた討論会」を開催
- 3-2 インドネシア知的財産庁と IP 侵害の取り締まり強化に向けて協力拡大
- 3-3 官民連携で模倣品への共同対応に関する協議会が発足され
- 3-4 韓国特許庁による韓国ブランドの保護活動が「2023 積極行政の優秀事例大会」で評価され
- 3-5 関税庁と共同で「韓国(K)ブランドの知財権保護に関する説明会」を開く

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 韓国特許庁主催の「2023 大韓民国知的財産大展」が開かれ
- 5-2 優秀な IP を保有する中小企業家大会や IP スキルシェアに関する成果報告会が開かれ
- 5-3 特許庁次長に金是亨（キム・シヒョン）産業財産保護協力局長を任命
- 5-4 「AI による発明に対する国民認識調査」結果を発表

## 法律、制度関連

### 1-1 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2125449）

議案情報システム（2023. 11. 15.）

議案番号：2125449

提案日：2023年11月15日

提案者：イ・インソン議員（国民の力）外9人

### 提案理由

「偽物」と呼ばれる模倣品は市場等で闇流通されてきたが、情報通信網の発達により電子商取引が増えるにつれ、商標分野において先進5か国含まれる韓国の知的財産保護のプレゼンスが低下する恐れがある。

過去とは違って模倣品の品質が向上し専門家でないで見分けがつかないレベルに達しており、関連法律を巧妙に回避する模倣品流通が広がり「商標法」を違反する商品かどうか判断するのが難しくなっている。また、消費者の選好度が高い商品だけではなく様々な商品の模倣品が制作・流通され、商標権及び専用使用権を保護する関係当局の役割が重要になっている。

これを受けて、特許庁は、情報通信網を利用した模倣品の販売・流通・根絶に向けて「リモートモニタリング団」を運営し情報通信サービス提供者等に協力を求めているが、リモートモニタリング団を運営するにあたって法的根拠が不足し、特許庁から要請に対する情報通信サービス提供者への措置義務がないため、模倣品の販売・流通の遮断に対する有効性が指摘されている。

したがって、特許庁長に対し、情報通信網を利用して商品を販売する行為が商標権等を侵

害する行為に該当するかに関してモニタリングできる法的根拠を新設し、情報通信サービス提供者及び通信販売仲介業者（以下、「情報通信サービス提供者等」とする）に対して販売中の商品の違反事項を周知すること等を大統領令で定める措置を要請するよう求め、これにより措置要請を受けた情報通信サービス提供者等が従わなかった場合には50万ウォン以下の罰金を科すことで情報通信網を利用した模倣品の販売・流通の遮断の実効性を確保する目的である。

## 主要内容

- イ. 特許庁長が情報通信網を利用して商品を販売する行為が商標権又は専用使用権等を侵害する行為に該当するかどうかをモニタリングできるようにする（案第108条の2の第1項の新設）。
- ロ. 特許庁長は、モニタリングの結果、商品を販売する行為が違反行為に該当すると判断した場合には、情報通信サービス提供者等に対して大統領令で定める措置を要請できるようにする（案第108条の2の第2項の新設）。
- ハ. 特許庁長から措置要請を受けた場合、情報通信サービス提供者等は措置があったとの事実を商品販売者に通告する（案第108条の2の第3項の新設）。
- ニ. 措置があったとの事実を通告された商品販売者は当該の商品が正当な権利に基づくものであることを特許庁長に疎明する（案第108条の2の第4項の新設）。
- ホ. 特許庁長は、商品販売者の疎明により当該の商品の販売が正当であると判断した場合には、情報通信サービス提供者等に対して該当の措置の取消を要請する（案第108条の2の第5項の新設）。
- ヘ. 特許庁長のモニタリング業務を大統領令で定める機関又は団体に委託可能にし、予算範囲内で委託業務を行う上で必要な費用の全部又は一部を支援できるようにする（案第108条の3の新設）。
- ト. 特許庁長からの措置要請に従わない場合には50万ウォン以下の罰金を科すことができる（案第237条の第1項の第4号の新設）。

法律第            号

## 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第108条の2及び第108条の3をそれぞれ次のように新設する。

第108条の2（侵害だと判断される行為に対するモニタリング）

- ① 特許庁長は、情報通信網を利用して商品を販売する行為が第108条の第1項又は第2項の各号のいずれの行為に該当するかどうかをモニタリングできる。

- ② 特許庁長は、第1項に基づくモニタリングの結果、第108条の第1項又は第2項の各号のいずれの行為に該当すると判断した場合には、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の第2条の第1項の第3号に基づく情報通信サービス提供者（「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の第32条の5に基づき指定された国内代理人を含む）及び「電子商取引等における消費者保護に関する法律」の第20条に基づく通信販売仲介業者（以下、同条では「情報通信サービス提供者等」とする）に対して、販売中の商品の違反事項を周知すること等、大統領令で定める措置を要請することができる。この場合、措置要請を受けた情報通信サービス提供者等は正当な理由がなければこれに従わなければならない。
- ③ 第2項に基づき要請を受けた情報通信サービス提供者等は、商品販売者（「電子商取引等における消費者保護に関する法律」の第2条の第3号に基づく通信販売者又は「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の第2条の第4号に基づく利用者を指す。以下、同条にも適用する）に対して措置があったとの事実を通告しなければならない。
- ④ 第3項に基づき通告を受けた商品販売者は特許庁長に対して当該の商品が正当な権利に基づくものであることを疎明できる。
- ⑤ 特許庁長は、第4項に基づく商品販売者の疎明に基づき当該の商品の販売が正当であると判断した場合には、情報通信サービス提供者等に対して第2項に基づく措置を取り消すよう要請しなければならない。この場合、要請を受けた情報通信サービス提供者等は正当な理由がなければこれに従わなければならない。
- ⑥ 第1項に基づくモニタリングの内容、方法及び手続、第2項に基づく措置要請、第4項に基づく疎明と第5項に基づく取消要請の方法及び手続に関する必要事項は大統領令で定める。

#### 第108条の3（モニタリング業務の委託等）

- ① 特許庁長は、第108条の2に基づくモニタリング業務の一部を大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。
- ② 特許庁長は、第1項に基づく委託機関に対して予算範囲内で委託業務を行う上で必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

第237条の第1項に第4号を次のように新設する。

4. 第108条の2の第2項に基づく要請を行わない者

## 附 則

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

議案番号：2125450

提案日：2023年11月15日

提案者：ク・ジャグン議員（国民の力）外9人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、商標登録出願の出願公告日から2か月以内に誰でも当該の出願に対して商標登録拒絶査定に理由に該当するとの理由から異議申立申請ができ、出願公告日から2か月間、商標登録出願書類及びその付属書類を一般人が閲覧できるようにしている。

こうした現行法上の意義申立制度には、審査官の主観的、恣意的判断やミス等に対して公衆審査機能を導入することで不実な権利の発生を防止し、審査の客観性及び公正性を高めて登録後に発生し得る商標紛争を事前に予防する目的があるにもかかわらず、2か月の意義申立期間が経過した後、商標登録の可否が決定されるため、出願人の迅速な権利保護のためには異議申立期間を短縮すべきだとの意見が提起されている。また、商標出願の場合、既に商標を使用中若しくは商品発売と同時に出願することが多く、ブランドは当時の流行に左右されるため商品ライフサイクルが非常に短く、さらに迅速な権利保護が必要だとの意見が提起されている。

したがって、商標登録出願に対する異議申立期間と商標登録出願書類及びその付属書類の閲覧期間を現行2か月から30日に短縮させ迅速に権利を設定できるように改めて、商標登録出願人の権利を適宜に保護し商標の安定的な使用を促す目的である。（案第57条の第3項及び第60条の第1項）。

法律第 号

### 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第57条の第3項中「2か月」を「30日」にする。

第60条の第1項各号以外の部分中「2か月以内」を「30日以内」にする。

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（商標登録出願書類及びその付属書類の閲覧期間に対する経過措置） この法律の施

行当時、従前の規定に基づき、出願公告された商標登録出願に関する書類及びその付属書類の閲覧は第57条の第3項による改正規定に関係なく、従前の規定に従う。

第3条（異議申立期間に対する経過措置）この法律の施行当時、従前の規定に基づき、出願公告された商標登録出願に対する異議申立は第60条の第1項による改正規定に関係なく、従前の規定に従う。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁長、中東地域における知的財産分野の協力の成果を発表

韓国特許庁（2023. 11. 2.）

中東地域で韓国の IP システムや行政サービスなどを共有していく

韓国特許庁長は 11 月 2 日木曜日、政府大田庁舎にて記者団と懇談会を開き「韓国・アラブ首長国連邦（UAE）高官級会合（10 月 20 日）」、「韓国・サウジアラビア庁長会合（10 月 22 日）」、「韓国・カタール高官級会合（10 月 25 日）」など中東地域の国々と開いた会合での知的財産分野の協力の成果を発表した。

韓国は知的財産分野において UAE、サウジなど中東地域の国々と深い協力関係を築いている。UAE の場合、2014 年特許分野の審査代行協力に関する MOU を締結して以降、これまで韓国特許庁の審査官 14 を出向させ特許審査の代行業務を行っている。

サウジとは、2019 年からこれまで特許庁審査官 22 人を含めた韓国の官民専門家などをサウジの知的財産庁に出向させ、審査官の業務能力強化、国家 IP 戦略の策定などさまざまな協力事業を進めている。

【UAE に知的財産の行政サービスを輸出…UAE で審査官向け教育カリキュラムを企画・運営】

韓国特許庁長は、韓国特許庁が UAE で新人審査官向けの教育カリキュラム（8 週間）や審査官の業務能力強化コース（1 週間）など教育・訓練カリキュラムを企画・運営することで両庁が合意したことを今回の会合での主要成果として挙げた。

また両国は、中小・ベンチャー企業に対する知的財産分野の支援、人工知能（AI）など新技術を活用した審査行政の効率化、青少年向けの発明教育などさまざまな分野で協力を強化していくことで合意した。

【韓・サウジ首脳会談の開催がきっかけとなり、知的財産に関する深化協力の業務協約を締結】

韓国とサウジは知的財産分野で深い協力関係を築いてきた。とりわけ、昨年 12 月には両国が協力してサウジ国家 IP 戦略を策定する成果を上げた。また、最近サウジの知的財産庁は韓国の知的財産政策の経験やノウハウを共有するために韓国特許庁の職員をサウジ知的財産庁の庁長諮問官（CEO Advisor）として採用した。

今回開かれた韓・サウジ首脳会談がきっかけとなり開催された長官会合で両庁は、IP 金融、国際特許審査、知的財産の教育・訓練、IP エコシステムの構築、特許情報活用などの 5 大分野で協力を拡大する深化協力の業務協約を締結した。これを通じて同分野において韓国の知的財産に関する行政サービスの輸出の幅が広がると期待される。

【カタールの国家 IP 戦略の策定に協力…中東地域における韓国知的財産の影響力の拡大が期待され】

韓国とカタールは、知的財産分野における国家ビジョンおよび目標設定、知的財産の創出・保護・活用分野における国家戦略課題の分析などカタールの国家 IP 戦略の策定に対する強力を進めていくことで合意した。

韓国特許庁は以前にもサウジで国家 IP 戦略の成果を上げた経験がある。こうした経験やノウハウを基に、カタールでも有効な国家 IP 戦略を策定することで両国間の知的財産分野における強い協力関係に貢献できるとみられる。

韓国特許庁長は懇談会で「今回の会合を通じて特許庁は UAE、サウジと知的財産分野における深い協力関係を再確認し、カタールとの高官級会合は中東地域において知的財産分野の協力を拡大できるきっかけとなった」とし、「今後も特許庁は、オマーン、バーレーンなど中東地域の国々との協力を拡大し、韓国が誇れる知的財産システムを中東地域に伝えるなど IP 行政サービスの輸出にも拍車をかける」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、「2023 モビリティ技術の特許に関する公開討論会」を開く

韓国特許庁（2023. 11. 5.）

モビリティ産業でコア特許の先取りを目指す！

韓国特許庁の自動車特許研究会は韓国自動車モビリティ産業協会と共同で 11 月 2 日木曜

日、自動車会館にて「モビリティ技術の特許に関する公開討論会」を開催する。

公開討論会は、未来モビリティ産業における最近の特許および政策動向を共有し、今後の技術開発の方向を検討するために開かれた。

公開討論会では、モビリティ産業界、学界、研究界の専門家が参加して未来モビリティ産業分野の特許・産業の競争力を分析し、今後の研究および技術開発の方向を検討する。

「自動車産業・特許の動向」と「自動車産業の技術動向」の2つのテーマに分けて各セッションが1時間ずつ行われる。

第1セッションでは、特許庁の自動車特許研究会が「EVの動力伝達構造産業・特許の動向分析」、「先端モビリティエアバッグ産業・特許の動向分析」、「タイヤ産業・特許の動向分析と今後の技術開発の方向」について発表される。

第2セッションでは、ヒョンデ自動車から「未来モビリティ新技術の現状」、株式会社ビットセンシングから「自動運転におけるミリ波レーダー技術開発の動向と予測」、韓国自動車研究院から「未来自動車事業の再編に向けた技術事業化の支援方策」について発表する。

特許庁の自動車審査課長は「目まぐるしい成長を続けるモビリティ市場を先取りするためにはコア技術の開発と優秀な特許を先行して獲得することが最も重要である」と強調し、「今回開かれた公開討論会での議論が今後の研究開発の方向や投資戦略の策定に活用され、モビリティ産業における特許競争力の強化につながってほしい」と述べた。

### 2-3 韓国特許庁、「2023 知的財産取引に関する学術会議」を開く

韓国特許庁（2023. 11. 5.）

知的財産取引の成果・相談や活性化に貢献した有功者への褒賞式などを行う

韓国特許庁は11月2日木曜日14時、ソウル COEX にて知的財産取引の活性化に向けた「2023 知的財産取引に関する学術会議」を開催すると発表した。

学術会議では、韓国企業のイノベーションや成長を支えた知的財産取引の成果を共有し、知的財産取引の有功者褒賞および優秀な国有特許の発明家の褒賞、知的財産取引の締結式※などが行われる。



※江原大学産学協力団（発明家：江原大医生命科学大学キム・ミキョン教授）と株式会社二オバイオフィーマシューティカルスが抗体治療剤関連の特許技術の取引を締結

**【知的財産取引の優秀成果の共有および有功者への褒賞式を行う】**

知的財産取引の優秀成果を共有するイベントでは、知的財産取引政策の紹介、企業が知的財産取引を仲介して必要な技術を導入したことで新製品の開発・新事業の拡大などに成功した事例などが発表される。

今年初めて開かれる知的財産取引の有功者への褒賞式では、知的財産取引の活性化（仲介・供給・活用）に貢献した有功者・団体が産業通商資源部長官からの表彰（1賞）と特許庁長からの表彰（3賞）を受賞する。

産業通商資源部長官からの表彰は株式会社ククジョン薬品のキム・ドンユン研究所長が受賞する。キム所長は知的財産取引を通じて大学で研究した二次電池素材の関連コア技術を採用し、従来の「原料医薬品」分野から「二次電池電解質の添加剤」へと新事業を拡大するなどの成果を上げた。

特許庁長からの表彰には株式会社 SYP ホン・ソンウック代表、韓国農業技術振興院ペク・ジョンソン研究員、ハンバツ大学技術持株会社キム・スンスチーム長が選ばれた。

優秀な国有特許の発明家には国立山林科学院オ・ジェホン研究官、国軍医学研究所ノ・キョンテ研究員、国立食糧科学院ソ・ウドック研究官が選ばれた。

**【知的財産取引の相談会・公報館を運営…技術ニーズの企業を対象にコンサルティングを提供】**

ほかにも会場外では知的財産取引の相談会と公報館を別途運営し、技術ニーズのある企業を対象に知的財産取引のコンサルティングを提供する。知的財産取引所の特許取引専門官※を通じて約 6,000 件の大学・公共研究機関の保有特許、国有特許などの特許技術の移転について相談を受けることができる。

※韓国発明振興会の知的財産取引所所属の知的財産取引の仲介専門家

知的財産取引政策の公報館では、知的財産取引により開発した優秀な製品を展示し、特許庁の知的財産取引の支援事業についての紹介や「国家知的財産取引プラットフォーム（IP-Market）※」の利用方法を案内する。

※www.ipmarket.or.kr

特許庁の産業財産政策局長は「研究開発による知的財産は市場で取引・活用される際にその価値が実現する」とし、「今後も特許庁は優秀な特許技術が企業のイノベーションや成長のために活用されるよう政策上の支援に取り組んでいきたい」と述べた。

#### 2-4 WIPO と韓国発明振興会と共同で国際知的財産専門家認証教育を実施

韓国特許庁 (2023. 11. 6.)

##### 24 か国の専門家が集まり韓国の知的財産経営戦略を学ぶ

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) および韓国発明振興会と共同で 11 月 6 日 月曜日から 9 日 木曜日まで韓国知的財産センター (ソウル江南所在) にて国際知的財産専門家認証コース (AICC) ※を運営すると発表した。

※AICC (Advanced International Certificate Course)

今年で 14 回目を迎える本コースは、世界の知的財産専門家を対象に知的財産を活用した経営戦略について深化教育を行うものとして、これまで計 173 か国から 13,095 人が受講している。

今年 IP Panorama 2.0 ※コンテンツを活用してオンラインコースを受講した 111 か国の 923 人のうち 24 か国の 39 人の優秀学習者を選び対面での教育を行う。

※2022 年 KIPO・WIPO・韓国発明振興会が共同で開発した E ラーニングのコンテンツとしてビジネスにおける知的財産戦略をショート動画や移動通信を活用して学習できる

本コースは、企業経営の観点での知的財産の効果的活用に関する「知的財産の価値評価および金融」、「最近の知的財産の動向」、「知的財産のライセンス戦略」、「イノベーション経営」などとなっており、理論だけでなく事例学習を通じて実務能力を高めることに重点を置く。

アメリカのノースウェスタンロースクール、WIPO、韓国科学技術院などで活躍する韓国国内外の知的財産の有識者が講師として参加する。

本コースに参加する各国の知的財産の専門家が知的財産を活用したビジネス戦略のプロセスを学習し、自国内企業が知的財産を活用した経営を導入し施行するにおいて貢献できると期待される。

特許庁の国際知的財産研修院長は「本コースを通じて世界から集まる優秀な受講生が国際ビジネスにおける知的財産経営の重要性を認識するきっかけになってほしい」とし、「今後も多くの企業が知的財産を活用した公正な競争を通じて発展し続ける環境づくりのため、関連する教育コースが対象を拡大していく」と述べた。

本コースの詳細については KIPO アカデミーウェブサイト ([www.kipoacademy.kr](http://www.kipoacademy.kr)) の教育課程 > IP 専門力量の開発過程から確認できる。

## 2-5 科学技術情報通信部と共同で「世界 ICT 標準カンファレンス 2023」を開催

韓国特許庁 (2023. 11. 6.)

### デジタル新秩序、ICT 標準と知的財産で確立する

韓国特許庁は科学技術情報通信部と共同で 11 月 6 日月曜日から 8 日水曜日までソウル EL タワーにて「2023 世界情報通信技術 (ICT) 標準カンファレンス (GISC※)」を開催すると発表した。

※Global ICT Standards Conference

今年で 7 回目を迎えた今回のカンファレンスは、世界のデジタル新秩序の確立をリードする上で欠かせない ICT 標準や特許の役割を強化するために、韓国国内では ICT 特許関連イベント (ICT 特許経営大賞および ICT 標準特許カンファレンス) を統合し、国外では国際標準化会議や国際共同研修と連携して開催することで、国際イベントとしてのプレゼンスを高める趣旨である。

開会式ではフランソワ・コウリア (ISO/IEC JTC1 SC 41 議長) と尾上誠蔵 (ITU 標準化局長) がそれぞれデジタルツイン・モノのインターネット (IoT) および人工知能 (AI) 技術に関する標準化の展望をテーマに基調講演を行い、続いて ICT 標準化の有功者を対象に科学技術情報通信部長官からの表彰、特許経営・支援の功績への表彰、標準特許の功績への表彰など授賞式が開かれる。

3 日間のイベントでは大きく 6 つのプログラムである①ICT 特許経営大賞の受賞企業による成果発表会、②ICT 標準チャレンジのコンペ発表会、③国家戦略技術標準、④ICT 標準特許の発表会、⑤ICT 標準インサイトに関する国際共同研修、⑥国内標準化の専門家による発表会が開かれ、同時に今回韓国が誘致した国際会議※も開催される。

※ISO/IEC JTC1 SC41 第 14 次会合 (11 月 6 日～10 日、ソウル EL タワー) : モノのインターネット (IoT) およびデジタルツインの構造体、相互運用性、応用および海洋デジタ

## ルツイン分野の標準化を議論

初日の「ICT 標準チャレンジのコンペ発表会」では、ICT 標準の役割や重要性に対する国民の意識向上を図るために日常生活の中での標準活用事例や標準アイデアコンペの受賞作を発表し、「ICT 特許経営大賞の受賞企業による成果発表会」では ICT 融合時代における IP 戦略および特許経営の未来価値向上に貢献した特許経営の優秀事例を発表する。

また、初日から 2 日間にかけて行われる「国家戦略技術標準の発表会」では、韓国が示したデジタル権利章典の基本原則に即して量子、AI、モビリティ、メタバース、サイバーセキュリティ、次世代通信など DX に関する 6 つのコア技術について分野別に政府政策や国家 R&D 推進方向の紹介、標準化戦略、国内外での標準化の動向、新興技術などが発表される。2 日目の「ICT 標準特許の発表会」では、国家知識財産委員会ペク・マンギ委員長の基調講演からスタートし、標準特許に関する争点、政策および動向、標準特許の観点からみた有望技術などを話し合う。

最終日は ICT 標準インサイトに関する国際研修 2 つと国内標準の専門家による発表会および ICT 標準 R&D の成果に関する発表会が開かれる。

「Exploring 3GPP Standardization」国際共同研修では、韓国情報通信技術協会（TTA）の移動通信標準化委員会キム・テギョン議長（サムスン電子）主導で 3GPP の RAN（Radio Access Network）、SA（Service & System Aspects）および CT（Core Network & Terminals）など主要組織の議長がスピーカーとして参加し 5G-Advanced に関する標準化の現状と予測などを発表し、「ISO/IEC's IoT and Digital Twin Standardization」国際共同研修では、開会式の基調講演者であるフランソワ・コウリア議長が ISO/IEC の標準化戦略を発表する。

また、国内標準化の専門家らが量子技術、メタバース、言語知能など未来コア技術に関する戦略的対応に向けた「ICT 標準専門家発表会」で国家 R&D 事業を通じた 5G 特化網、次世代通信、量子暗号通信など ICT 技術に関する標準および標準特許の開発成果を話し合う。

科学技術情報通信部の情報通信政策室長は「デジタル深化時代を迎えて国際社会が新しいデジタル秩序を確立するためには、ICT 標準や特許において連帯・協力を深めることが大事だ」とし、「2023 世界情報通信技術（ICT）標準カンファレンス」を通じて世界の専門家が一堂に会してデジタル共同繁栄社会に実現に向けてデジタルイノベーション技術の特許とその現状を確認し、デジタル新秩序による未来を描くきっかけになってほしい」

と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「ハイパーコネクティビティ時代が到来することで ICT 標準特許の影響力が業種の垣根を超えて広がりつつある」とし、「特許庁は科学技術情報通信部と協力して ICT 知的財産の競争力強化に取り組んでいく」と述べた。

## 2-6 途上国の知的財産能力強化に向けた「KIPO-WIPO-UNIDO ワークショップイン코리아」が開かれ

韓国特許庁（2023. 11. 6.）

途上国の公務員向け知的財産教育を通じて産業発展の格差解消が期待できる

韓国特許庁は 11 月 6 日月曜日から 10 日金曜日まで国際知識財産研修院（韓国大田所在）にて途上国の公務員の知的財産能力強化を支援する趣旨として「KIPO-WIPO※-UNIDO※ワークショップイン코리아（Workshop in Korea）」コースを開催と発表した。

※WIPO：World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関

※※UNIDO：UN Industrial Development Organization、国際連合工業開発機関

本コースは、開発途上国※の産業部所属の公務員を対象に知財権の活用および保護戦略の策定方法などを共有して知財権を活用した経済発展を促し、持続可能な産業発展を図ることをサポートするために開設された。

※参加国：ベトナム、タイ、アゼルバイジャン、ミャンマー、フィリピン、ネパール、バングラデッシュ、イラン

本コースには UNIDO の加盟国のうち 8 か国から知財権業務を担当する公務員 12 人が参加する。途上国の産業発展に必要な「イノベーション主導の成長や持続可能な開発に向けた環境づくり」、「産業発展における IP の役割」、「政府や民間分野において IP 活用の促進に向けた人材確保」、「地域商品開発政策」などの内容が盛り込まれている。

本コースを通じて途上国の公務員が知的財産能力を強化し、本国で産業政策を推進する際に知的財産の業務能力を活用することで、先進国と途上国の間の産業発展の格差や知的財産の格差を解消することに貢献できると期待される。

特許庁の国際知識財産研修院長は「本コースが途上国で産業業務を担当する公務員にとって知的財産に対する意識を高めるきっかけになってほしい。今後も韓国特許庁は途上国の発展と持続可能な経済成長に向けて WIPO と協力しながら教育コースの開発や運営を

拡大していく」と述べた。

## 2-7 日中韓特許庁長会合が4年ぶりに韓国で開かれ

韓国特許庁 (2023. 11. 9.)

### 韓国特許庁が第23回日中韓特許庁長会合を主催

韓国特許庁は9日、11月30日木曜日から12月1日金曜日まで釜山 SIGNIEL にて第23回日中韓特許庁長会合を4年ぶりに対面形式で開催すると発表した。

【日中韓特許庁長会合：三国間の協力成果の再確認および人工知能発明の在り方などについて議論】

日中韓特許庁長会合は、特許審査の情報交換および活用、特許制度の調和、知的財産権分野の国際ルール作りを目的に2001年から持続的に開催され、商標・意匠・審判・教育などさまざまな分野での協力を通じて三国における知的財産制度の発展に貢献してきた。

今回の会合（11月30日）では、①コロナ禍の中でもオンライン形式で続けてきた三国の特許庁間の協力成果を再確認し、②特別テーマとして最近注目を高めている人工知能発明の在り方（人工知能を発明者として認めるかどうかについて、Inventorship）や人工知能関連の特許審査基準などについて深く議論する。

【日中韓ユーザーシンポジウム：中小企業のイノベーションを促進するための知的財産政策などを紹介】

翌日（12月1日）には「中小企業のイノベーションを図るための知的財産の役割（The role of Intellectual Property for Innovative SMEs）」というテーマで知的財産分野の専門家が参加する「日中韓ユーザーシンポジウム」が開かれる。

シンポジウムでは、①中小企業のイノベーションを促進するための三国特許庁のさまざまな知的財産政策が紹介され、②IP 金融を担当する三国の金融機関の関係者が知的財産を活用した中小企業の資金調達方策について説明する。有望技術を保有する中小企業の経営活動を有効に支援するための三国の主要政策などが共有されるとみられる。

韓国特許庁長は「世界の特許出願のうち日中韓三国が占める割合は、三国間の特許庁長会合が初めて開かれた2001年の42%から2021年には62%まで増加するなど、知的財産分

野での影響力が拡大している」とし、「コロナ禍以降4年ぶりに韓国で対面形式で開かれる今回の会合を通じて三国間の知的財産分野での協力が量的側面だけでなく質的な面においても一段と深まるきっかけになるよう最善を尽くす」と述べた。

## 2-8 韓国金融委員会と共同で「第5回 IP 金融公開討論会」を開催

韓国特許庁 (2023. 11. 13.)

IP 金融の活性化を図りイノベーション成長を実現します！

韓国特許庁と金融委員会は11月13日月曜日ソウルグランド汝矣島にて「第5回 IP 金融公開討論会」を開催した。

【第5回 IP 金融公開討論会：知的財産（IP）金融の活性化に向けた方策および金融業界の意見について話し合う】

「ダイナミックなイノベーション成長を支える基盤、IP 金融」というテーマで行われた公開討論会には、金融委員会キム・ソヨン副委員長、イ・インシル特許庁長をはじめ、銀行、投資機関、保証期間、発明などの評価機関や IP 金融に関心のある企業関係者など約120人が参加した。

公開討論会は、IP 金融の役割と国際動向などについて共有して IP 金融の活性化に向けた方策を模索し、金融機関・企業などを対象に業界からのさまざまな意見をヒアリングする趣旨である。

具体的には「次世代技術産業の発展と IP 金融の役割」、「大規模言語モデルの現状とイシュー、IP 金融を中心に」、「IP 金融にかかるフィンテック企業の新しい跳躍」などが議論された。

【2022年の IP 金融市場の規模が8兆ウォンに達する…5,330社の中小・ベンチャー企業が活用】

これまで韓国政府は IP 金融※を活性化することで、高い技術力を保有しているにも物的担保や低い格付けにより資金繰りが厳しい中小・ベンチャー企業などが知的財産を活用して事業資金を円滑に確保できるようサポートしてきた。

※IP 金融：知的財産の価値を基盤にした①担保付き金融、②投資、③保証貸付など、知的財産を活用して資金を融通する金融活動

その結果、韓国の昨年の IP 金融市場の規模は 8 兆ウォン（残高基準）に達しており、計 5,330 社の中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業資金を確保することができた。とりわけ、IP 担保付き金融の場合、格付けが低い企業（BB+以下）に対する貸出が 82.1%（2021 年 77.7%）に達し、優秀な特許権を保有しているにも資金繰りに苦しむ低格付け企業を中心に金融支援の幅が広がっていることがわかった。

金融委員会キム・ソヨン副委員長は「下落傾向にある潜在成長率を押し上げるにはイノベーション企業を育成して経済の成長エンジンを活性化することが大事だ」と強調し、「イノベーション企業を成長させるよう IP 金融の活性化に取り組んでいく」と述べた。

特許庁長は「国家産業の中核成長エンジンである知的財産と、イノベーション企業を支える金融を融合してこそ、企業中心のダイナミックなイノベーション成長を実現できる」とし、「IP 金融がイノベーション成長を支える基盤になるよう IP 価値評価仕組みの高度化、IP 金融の対象拡大、国家産業戦略と連携した IP 投資などを進め、金融界、評価機関や企業とさらに深く協力していく」と述べた。

## 2-9 韓国特許庁、「2023 海外市場の開拓に向けた IP 保護戦略の発表会」を開催

韓国特許庁（2023. 11. 15.）

### 海外進出や技術交流に向けた知的財産保護戦略を共有

韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部、中小企業技術革新（INNOBIZ）協会、韓国知識財産保護院と共同で 11 月 15 日水曜日、ロッテホテルワールド（ソウル所在）にて「2023 海外市場の開拓に向けた IP（知的財産）保護戦略に関する発表会」を開催すると発表した。

高い技術力を持つ韓国企業と技術移転を希望する海外企業間の技術交流が活性化することでベトナム、シンガポールなど新興市場への韓国企業の進出が広がっている。こうした中で海外現地の現状を踏まえた知的財産保護戦略が必要だとの企業からの声を受けて行政活動の一環として今回の発表会を開いた。

発表会では、株式会社ユーラステックのイ・ソンヨン代表がグローバル市場で技術取引を行う際の注意事項について説明し、法務法人 D' LIGHT のチョ・ウォンヒ弁護士、ユン・コンジュン特許法律事務所のユン・コンジュン弁理士、Viering, Jentschura & Partner 法律事務所のキム・アルム弁理士、法律事務所 ROUSE のイ・ユニョン弁護士がそれぞれ、アメリカ・中国・シンガポール・ベトナムの技術交流をめぐる紛争事例や各国へ進出する際の技術奪取防止に向けた知的財産保護戦略について説明する。



韓国知識財産保護院は、代表的な技術保護の手段である特許権と営業秘密の両方を活用する「知的財産（IP）-ミックス（MIX）戦略」と、海外進出する韓国企業が有効に活用できる知的財産保護に関する支援事業について紹介する。

特許庁次長は「海外市場で成果を上げるためには技術交流を行う前に現地状況に適した知的財産保護戦略を立てることが重要である」とし、「今後も特許庁は海外進出する韓国企業の知的財産保護の強化に向けて取り組んでいく」と述べた。

## 2-10 韓国特許庁、「日中韓・中韓知的財産研修機関長会議」に参加

韓国特許庁（2023. 11. 15.）

### 日中韓の知的財産教育分野の協力拡大および中韓の深化協力の MOU 締結

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、11月14日火曜日から15日水曜日まで東京で対面形式で開かれた「日中韓・中韓知的財産研修機関長会議※」に参加し、三国間の知財権教育分野の懸案および協力方策について議論したと発表した。

※韓国国際知識財産研修院（International Intellectual Property Center, IIPTI）、日本工業所有権情報・研修館（National Center for Industrial Property Information and Training, INPIT）、中国知的財産権訓練センター（China Intellectual Property Training Center）の機関長および実務者が参加

15日に開かれた日中韓知的財産研修機関長会議では、韓国・日本・中国で知的財産教育を担当する研修機関長が三国間の知財権教育の現状および経験を共有し、教育協力の発展方策を議論する。

会議では、世界の知的財産権の出願の85%を占める三国が知財権教育分野における協力を必要性に合意し、最近の知財権教育政策の共有、三国間の審査官の交流活性化、相互進出企業向け教育拡大、オンライン教育のコンテンツ活用に向けたシステム共有など、さまざまな懸案について議論した。

14日に開かれた中韓知的財産研修機関長会議で両機関は、相互の深い協力関係を維持するために知的財産教育・訓練分野の協力強化、相手国に進出する企業への互恵的な教育協力、人材交流の活性化などが盛り込まれたMOUを締結した。

特許庁の国際知識財産研修院長は「三国間の知財権における協力関係を一段と強め、パートナーとして信頼を深める有意義な時間となった」とし、「今後も北東アジアをはじめ世

界で知的財産分野の発展に向けた協力を強化し、韓国企業が海外で活発に事業展開できる基盤を築けるよう知的財産教育の協力を引き続き拡大していく」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁と検察庁、「技術流出による被害額算定の価値評価導入に向けた討論会」を開催

韓国特許庁（2023. 11. 5.）

#### 技術流出による被害額算定の基準を明確に定める

韓国特許庁と検察庁は国家情報院から支援を受けて11月3日午前10時、ソウルELタワーにて「技術流出による被害額算定の価値評価導入に向けた討論会」を開催すると発表した。

技術流出による犯罪は、企業が時間や費用をかけて開発してきた技術を奪取する行為であるため、被害を受けた企業の成長ポテンシャルを低下させ、事業回復が不可能な程度まで被害を与える重大な犯罪である。にもかかわらず、技術流出による被害額の算定に困難を抱えるケースが多いため、罪に相当する処罰が下されないとの指摘が多い。軽い処罰により犯罪の予防効果が低いため、韓国企業が受ける技術流出による被害が発生し続けている。

これを防ぐため、特許庁と検察庁は研究分析・依頼などを通じて技術流出による被害額の算定方式をシステム化するための方策を検討してきた。今回の討論会は、関係機関が技術流出による被害額の算定基準を設ける重要性に対するコンセンサスを形成し、これまでの研究による改善方策を共有する一方、今後の課題や推進策を模索する趣旨である。

具体的には海外による技術流出被害およびその損害額の算定に対する方策の提示（韓国刑事・法務政策研究院ユン・ヘソン先任研究委員）、技術流出防止のための被害額の算定（韓国科学技術院チョン・ウジョン教授）、技術流出とIP価値評価（韓国科学技術情報研究院イ・ジョンテク責任研究員）などを議論する。

また、今回の討論会では、国家情報院、産業部、警察庁など技術保護の関係各所の関係者やIP価値評価を行う評価機関の実務者なども参加して意見を交換する。

検察庁の科学捜査部長は「技術流出行為は、企業の生存を脅かすだけでなく、国家安全保

障や経済にも悪影響を与える重大な犯罪であるにもかかわらず、被害額の特정이難しいため、量刑判断に十分反映されていない。検察は技術価値を算定できる方策を設けることで量刑判断に反映されるよう取り組む」と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「技術は国の競争力に直結するものであるだけに、技術流出による被害額の算定が難しいことが原因となり相当する処罰が下されていない現状を変えることが至急である」とし、「今後も検察庁など関係各所と引き続き協力し、技術流出による被害額算定の価値評価システムが定着できるよう取り組んでいく」と述べた。

### 3-2 インドネシア知的財産庁と IP 侵害の取り締まり強化に向けて協力拡大

韓国特許庁 (2023. 11. 7.)

韓国・インドネシア間の常時協力体制を通じて輸出企業の知財権保護を強化

#インドネシアは天然資源が豊かな国であり、人口が 2 億 7,000 万人の巨大市場として韓国の消費財企業が東南アジア地域での輸出市場拡大を考える上で最も注目している国である。また、東南アジア諸国連合の加盟国の中では韓国企業による商標件数は 2 位、特許件数は 3 位であり、知的財産分野においても重要な国である。こうした背景から、インドネシアにおいて韓国輸出企業の知財権の保護がますます求められている。

韓国特許庁とインドネシア知的財産庁 (DGIP) が 2024 年から常時協力体制を通じてインドネシアに進出する韓国企業が受ける知財権侵害への取り締まりを強化することで合意した。

【韓国特許庁・インドネシア知的財産庁 (DGIP) 間の知財権侵害の取り締まりに関する情報共有および業務協力を拡大】

韓国特許庁はインドネシア知的財産庁の公務員を招待し「韓・インドネシア知財権保護政策の発表会 (10 月 26 日韓国政府大田庁舎)」を開催して技術・商標警察の知財権保護・執行政策を紹介し、インドネシア知的財産庁は捜査・紛争解決局による自国での知財権の取締り活動を紹介した。両国は効果的な知財権の取り締まりが経済活動の基礎となる考え方を共有し取り締まり業務を進める際の情報共有や協力を拡大していくことで合意した。

また、韓国特許庁がインドネシア知的財産庁と今年 9 月に締結した「特許審査ハイウェイ (PPH※) 協力 MOU」などに基づく両国の協力関係を確認し、捜査情報の交換および定例

共同発表会の推進など知財権侵害の取り締まり分野において今後の協力方向を議論した。  
※PPH (Patent Prosecution Highway) : 同一の発明を韓国、インドネシアの特許庁に出席し一つの国で登録された場合、これを相手国に提出して優先審査を受けることができる制度

インドネシア知的財産庁アノム (ANOM WIBOWO) 捜査・紛争解決局長は「インドネシアでは『韓流 (K-wave) 』ブームを『K-ツナミ』とも呼ぶ」とし、「韓流ブームにより広がりつつある韓国企業の製品に対する知財権侵害の取り締まりに取り組んでいく」と述べた。

【インドネシアに進出する企業が受ける知財権侵害、DGIP による迅速な取締りや対策で解決できる】

インドネシアに進出する多くの韓国輸出企業の知財権保護の方策を議論するため「インドネシアにおける輸出企業の知財権保護戦略に関する発表会 (10月27日、ソウル)」も開催された。

発表会に参加した韓国企業は、①商標の冒認出願の被害を受けた際の法的救済、②商標の冒認出願など知財権紛争を予防するための注意事項、③不使用先行商標の対応策、④インドネシアで特許訴訟を起こした際の権利者の勝訴率および特許審査期間の現況、⑤悪意のある商標仲介人と関連した制度の改善方向など、インドネシアで事業を展開している韓国輸出企業が実際に抱えている知財権をめぐる困難についてインドネシアの知財権侵害取締り担当の高官級公務員との充実した質疑応答の時間を設けることができた。

<インドネシアに進出している韓国S社からの反応>

「現地における知財権保護、商標制度・手続などに高い関心を持っていたが、インドネシア知的財産庁の高官級公務員から直接質問に対する答えを聞くことができる有意義な時間となり、今後このような機会を増やしてほしい」

インドネシア知的財産庁アノム (ANOM WIBOWO) 捜査・紛争解決局長など関係者は「インドネシアに進出する韓国企業が知財権紛争に巻き込まれた場合、インドネシア知的財産庁に直接通報するか捜査を求めたら迅速かつ積極的に取り締まる」とし、「今年9月に締結した韓・インドネシアの『特許審査ハイウェイ (PPH) 協力 MOU』に基づき迅速に特許を受けることができる」と強調した。

【今後の計画】

韓国特許庁長は「今回行われたインドネシア知的財産庁の高官級公務員の韓国訪問は、韓・インドネシア首脳会談（9月8日）で議論された韓国輸出企業が受ける商標権侵害など知財権をめぐる困難を解決するための後続措置として行われた」と強調し、「今回の韓・インドネシア共同の知財権発表会を通じて両国間の知財権侵害の取り締まりへの協力を深め、韓国輸出企業がインドネシアの知財権侵害取締り担当の高官級公務員に模倣品など知財権に関連して抱えている困難を直接伝えて、これを迅速に解決できるきっかけとなる成果となった」と話した。また、「今後も特許庁は海外知的財産センターを通じて韓国企業の海外進出を支えるために知財権保護を強化していく」と述べた。

### 3-3 官民連携で模倣品への共同対応に関する協議会が発足され

韓国特許庁（2023.11.8.）

Kブランドの模倣品による被害が相次ぐ5つの協会・団体と業務協約を締結

韓国ブランドの模倣品に対し官民が連携して積極的に対応するための「Kブランドの模倣品への官民共同対応の協議会（以下、「協議会」）が発足される。

【Kブランドの模倣品の被害が相次ぐ5つの協会・団体と業務協約を締結】

特許庁は11月8日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル江南所在）にて韓国知識財産保護院、海外で模倣品の被害を多く受けている主要業種の協会・団体※とともに模倣品への共同対応に関する業務協約を締結すると発表した。

※韓国食品産業協会、大韓化粧品協会、韓国ファッション産業協会、韓国フランチャイズ産業協会、韓国音楽コンテンツ協会

協議会は最近韓国の主な輸出品目である食品、化粧品、衣類などの分野で頻発している韓国輸出企業の模倣品の流通被害を効率に予防し対応するために構成された。

【「Kブランドの模倣品への官民共同対応の協議会」の運営体系】



協議会は、来年から①海外模倣品の流通情報の収集・提供、②対応技術の共有、③Kブランド保護に対する意識向上に向けた教育、④海外代理人への情報提供などを随時行う。また、模倣品への対応事例の共有、業界意見の取りまとめや政策反映などを進めるための⑤Kブランドの模倣品への対応懇談会・発表会も運営する計画である。

【Kフードの偽ブランドへの共同対応の成功事例を共有、他業種まで拡大を進める】

懇談会では、中国からの模倣品被害に対して協会・団体が各企業と共同で対応して初めて民事訴訟で勝訴した「Kフードの偽ブランドへの対応事例」を共有し、輸出業界が抱えている知財権をめぐる困難をヒアリングする。

＜業種別の共同対応事例＞

韓国食品業界が共同で対応して模倣品をめぐる民事訴訟で初めて勝訴

■（背景）中国の食品企業が複数の韓国食品企業の商標を無断で使用して模倣品による流通被害が拡大し、各企業が個別で対応した結果、訴訟費用の負担増加や対応効果が不十分である問題が発生→被害を受けた企業が共同で対応

■（結果）食品産業協会や食品企業4社が協議体を立ち上げ（2021年4月）共同対応を推進→現状調査や証拠資料の収集、法律検討などを通じて対応戦略を推進（2021年7月まで）→模倣品を販売した中国の食品企業に対して侵害禁止・損害賠償の訴訟7件（2021年12月）を提起→中国裁判所にて5件が勝訴（2023年3月）

特許庁は協会・団体別に製品・サービスの特徴を考慮して業界向けのKブランドの模倣品への対応策、業界意見の取りまとめや政策反映を進め、海外で模倣品による被害が相次ぐ業種を対象に協議会の活動を引き続き拡大していく計画である。

特許庁長は「今回の『Kブランドの模倣品への官民共同対応の協議会』の発足は、政府と民間の協会・団体が力を合わせて模倣品への有効な対応に取り組む第一歩となった点で意味深い」とし、「特許庁は輸出額の黒字達成のために、海外進出する韓国企業が受ける模倣品による被害を事前に予防し迅速に救済するための政策を強化していく」と述べた。

3-4 韓国特許庁による韓国ブランドの保護活動が「2023 積極行政の優秀事例大会」で評価され

韓国特許庁（2023.11.10.）

「積極行政の優秀事例大会」で3年連続受賞

韓国特許庁は9日、同庁による「模倣品からの韓国ブランドの保護活動」が「2023 積極行政の優秀事例大会」にて行政安全部長官賞を受賞したと発表した。

今回評価を受けた活動は、海外で広がっている韓国ブランドの模倣品を初期段階で遮断した事例として、中国とベトナムで模倣品の取り締まりを強化し、中国裁判所での知的財産訴訟で被害を受けた韓国企業が共同で対応する仕組みを構築して始めて勝訴判決を得たものである。

海外知識財産センター（IP-DESK）など海外現地の担当者が模倣品流通の取り締まりに積極的に対応することで韓国企業の輸出拡大や韓国製品に対する信頼度の向上に貢献したことが評価された。

特許庁は2021年から今年まで人事革新処主管の「積極行政の優秀事例大会」で3年連続受賞するなど成果を得ている。

中央行政機関や公共機関が参加する「積極行政の優秀事例大会」は、国民生活に貢献した積極行政の優秀事例を発掘・拡散し成果を共有するために人事革新処が主管して行っている。

今回の大会では、中央行政機関が提出した150件余りの優秀事例を対象に一般市民と専門家らの審査を経て計18件が受賞対象として選ばれた。

特許庁の企画調整官は「今年受賞した事例は、海外で現地の担当者が模倣品拡散の遮断に取り組むことで韓国の輸出企業への被害を予防したものである。今後も特許庁は国民の立場で考えて積極的な行政サービスを提供するためにたゆまぬ努力を重ねていく」と述べた。

### 3-5 関税庁と共同で「韓国(K)ブランドの知財権保護に関する説明会」を開く

韓国特許庁（2023.11.15.）

#### 海外における知財権保護支援事業や対応事例を紹介する

韓国特許庁は関税庁と共同で11月23日木曜日ソウル本部税関にて「韓国(K)ブランドの知的財産権保護に関する説明会」を開催すると発表した。

説明会は、最近韓流ブームにより韓国企業のブランド価値が高まりにつれ、知的財産権を

侵害される事例が増えており、韓国の輸出入企業や海外進出を計画している企業を保護するために行われる。

＜「韓国(K)ブランドの知的財産権保護に関する説明会」の概要＞

◆日時/場所：2023年11月23日木曜日 14：00～16：00/ソウル本部税関10階大講堂

◆主催/主管：特許庁・関税庁/韓国知識財産保護院・貿易関連知識財産権保護協会  
(TIPA)

◆参加対象：輸出入企業、海外進出の計画のある企業、関連団体など

◆主要内容：

(特許庁・知識財産保護院) 海外におけるIP保護支援事業および優秀な対応事例紹介

(関税庁・貿易関連知識財産権保護協会) 輸出入通関時におけるIP保護手続き・方法

(知財権者) 海外における韓国(K)ブランドの知財権侵害への対応事例の共有

特許庁は、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防および対応のためのコンサルティング、オン・オフライン上の海外の模倣品取締り（モニタリング・流通遮断）など海外で行っているさまざまな知財権保護の支援事業を紹介する。

また、特許庁が支援した海外で起こった知財権紛争への対応事例の中、3社以上の韓国企業が共同で対応して裁判で勝訴した成果も紹介される。

関税庁は、輸出入通関の際に発覚される韓国ブランドの模倣品の取り締まりを海外税関に要請する手続き・方法、関税庁の知的財産権の税関申告制度※を紹介する。

※商標法など関連法律に基づいて韓国国内および海外で登録された知的財産権を当該外国の税関に申告すれば、税関が輸出入などの通関時に発覚する知財権の模倣品を有効に取り締まる制度

特許庁は今回の説明会をきっかけに、海外で発覚する韓国ブランドの模倣品への取り締まりが強化され、知財権侵害による韓国企業の被害を防止し、輸出競争力の強化につながることを期待している。

今後も特許庁は、海外での知財権保護の支援事業を周知させて韓国企業からの参加を促し、韓国企業が海外進出する際に直面するさまざまな知財権問題を事前に防ぎ迅速に対応できるよう支援を拡大していく計画である。



参加を希望する企業はオンライン (<https://forms.gle/h8cayokCC3K7dyo29>) から申し込みできる。詳細については特許庁 (042-481-5278)、韓国知識財産保護院 (02-6196-2051) にて相談できる。

## デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 韓国特許庁主催の「2023 大韓民国知的財産大展」が開かれ

韓国特許庁 (2023. 11. 01.)

株式会社グリーンオンの「汚染指数の判断装置」が大統領賞を受賞

韓国特許庁が主催し韓国発明振興会が主管する「2023 大韓民国知的財産大展」が 11 日 1 日水曜日から 4 日土曜日までソウルの COEX (C ホール) にて開催される。

大韓民国知的財産大展は、「発明特許大展」、「商標・意匠権展」、「ソウル国際発明展示会」が同時に開催される韓国最大規模の知的財産の統合展示会である。

イベントは、優秀な特許・商標・意匠の授賞・展示などを行い、知的財産にかかわる製品の流通を促し知的財産に対する意識を向上する趣旨である。

【大統領賞に株式会社グリーンオン、国務総理賞に韓国鉄道技術研究院・株式会社ルートセンサーが共同で選ばれ】

今年の発明特許大展 (第 42 回) では、大統領賞に株式会社グリーンオンが選ばれた。グリーンオンが開発した「汚染指数の判断装置および判断方法」は、食中毒指数、空気質指数、風邪ひき指数などの各種汚染指数を自動で判断し感染を予防する技術として高く評価された。

国務総理賞には韓国鉄道技術研究院と株式会社ルートセンサーが共同で選ばれた。韓国鉄道技術研究院は電極から発生したイオンで効率よくほこりを回収する集塵装置を開発、株式会社ルートセンサーは入射角にかかわらず光源の感度を測定できる光センサーやこれが搭載されている電子装置を開発し評価を受けた。

商標・意匠権展（第18回）では、株式会社アイディ研究所がヘアドライヤーの意匠で産業通商資源部長官賞を受賞した。この意匠の特徴は、下方向が広い円錐型になっているため本体を立てて使用できる便利さと、ヘッドをさまざまな角度に調整できるという点である。

ソウル国際発明展示会（第19回）では、26か国からの484点の発明品を観覧できる。11月1日水曜日から2日木曜日にかけて現場審査を通じて受賞作が選ばれ、授賞式は11月3日金曜日に開催される。

【特別展示館、商標・意匠権の企画館、知的財産政策公報館も運営され】

今回のイベントでは、受賞作の展示以外にも気候危機に対応する発明品をテーマにする特別展示館、商標・意匠権の企画館、知的財産政策や成果がわかる政策公報館が運営される。

特別展示館「ホッキョクグマの居場所はIP（知的財産）で守ります」では、海洋・大気・土壌を保護する技術を紹介し、包装容器をなくすリフィル自販機やリサイクルしてポイントを貯める無人回収機などの発明品を体験できる。

商標・意匠権の企画館「全国パングルメ」ではカンヌン市のコーヒー豆パン、アンドン市のりんごパンなど韓国の全国各地の特産品を活かした製品や商標が展示される。

「知的財産取引」、「IP金融」、「技術保証基金」など知的財産政策をPRする公報館も運営される。

特許庁長は「知的財産は、技術イノベーションを生み出し技術奪取から企業を守るなどその重要性はますます高まっている」と強調し、「特許庁は、知的財産に対する意識向上、知的財産の保護システムの拡大、海外市場の開拓に向けて世界的に知的財産を守る環境づくりに取り組むことで、韓国のダイナミックな成長を実現させるよう最善を尽くす」と述べた。

5-2 優秀なIPを保有する中小企業家大会やIPスキルシェアに関する成果報告会が開かれ

韓国特許庁（2023.11.01.）

企業経営にIP戦略を取り入れて売上高を上げる！

韓国特許庁は 11 月 1 日水曜日、ソウル COEX にて全国の中小企業家、知的財産専門家などが参加する優秀な知的財産を保有する中小企業家大会および IP スキルシェアに関する成果報告会を開催すると発表した。

優秀な知的財産を保有する中小企業家大会は今年で 15 回目を迎えるイベントで、企業経営に知的財産を活用して成果を得た企業を選び、産業通商資源部長官賞および特許庁長賞など 13 賞を授賞する。

産業通商資源部長官賞を受賞した株式会社キュリオシスは医療機器の生産会社で、弁理士が率いる知的財産専任チームを運営することで企業の設立初期より売上高は 860%、雇用は 200%以上増やした。特許庁長賞を受賞した株式会社ラフィクは化粧品・原料の生産会社で、製品の開発初期から原材料にかかるコア特許を確保し売上高 3 倍以上の投資誘致に成功した。

IP スキルシェアに関する成果報告会は今年 12 回目を迎えるイベントで、知的財産に関する経験を活かして地域社会に貢献した功労者が特許庁長からの表彰など 9 賞を受賞する。

特許庁長表彰を受賞した忠清大学キム・ヨンウ教授は、長年学界で積んできた意匠開発の経験を活かして忠清北道地域所在の中小企業 30 社に貢献してきたことが評価された。株式会社アムバーのキム・ヨンジョン代表は、業界で積んできた商標開発の経験を江原地域で事業の立ち上げを考えている人や零細事業者など 6 社にシェアしたことが評価された。

特許庁の産業財産政策局長は「知的財産経営戦略を取り入れて成果を得た先輩企業家らの経験が、後輩企業家にとって知的財産経営戦略の重要性を認識して取り組むきっかけになっている。また、知的財産専門家らによるスキルシェアが困難を抱えている企業家の経営活動にも非常に役立っている」とし、「特許庁は優秀な IP を保有する企業とそのスキルをシェアしている全ての企業が知的財産保護に強い企業として成長できるようサポートしていきたい」と述べた。

### 5-3 特許庁次長に金是亨（キム・シヒョン）産業財産保護協力局長を任命

韓国特許庁（2023. 11. 13.）

韓国政府は 11 月 13 日、特許庁の新任次長にキム・シヒョン（金是亨、56 歳）特許庁産業財産保護協力局長を任命した。

キム次長は、第 39 回行政考試に合格して公職につき、特許庁の商標審査官、特許審判院

審判官、報道官、駐ジュネーブ大韓民国代表部の特許官、特許庁革新行政担当官、国家知識財産委員会の知識財産振興官、特許庁企画財政担当官などの要職を歴任した。

キム次長は、人事・組織・予算・政策および審査・審判など実務経験が豊富な知的財産行政の専門家でありながら、国家知識財産委員会、国民権益委員会、駐ジュネーブ大韓民国代表部でも勤務した経験があり、対外との意思疎通や協業能力に長けていると評価されている。

こうした能力を活かして迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供、デジタル・カーボンニュートラル時代における先端技術をリードする知的財産政策の推進、韓国の輸出企業が海外で活躍できる知的財産エコシステム構築など、特許庁の主要課題を率いる適任者として期待されている。

キム次長は、最後まで任務を全うする責任感が強く、業務や組織管理能力においても同僚や部下からの信頼が厚く高い評価を受けている。

#### <略歴>

韓国慶尚北道慶州市出身、1967 年生まれ。慶州高校学校・釜山大学法学科を卒業し、第 39 回行政考試に合格。特許庁特許審判官、産業財産人力課長、報道官、駐ジュネーブ大韓民国代表部特許官、特許庁革新行政担当官、企画財政担当官、特許庁特許審判院審判長、産業財産保護協力局長を歴任。

#### 5-4 「AI による発明に対する国民認識調査」結果を発表

韓国特許庁 (2023. 11. 14.)

AI の技術レベルについて一般人は発明パートナー、専門家は発明のツールと認識

韓国特許庁は 14 日、人工知能 (AI) を発明者として認めるべきかどうかなどについて、行政活動の一環として国内で初めて「人工知能による発明に対する国民意識調査」を実施し、その結果を特許庁ウェブサイト※などで公開すると発表した。

※特許庁ウェブサイト→知的財産制度→人工知能と発明→国民認識調査の結果

【若い世代からの関心が高く、アンケート調査には約 1,500 人が参加】

アンケート調査は、大衆向けの一般人用と AI 専門家が参加する専門家用の 2 つに分けて今年 7 月 20 日から 9 月 30 日まで実施された。これまで特許庁が行ったアンケート調査

には弁理士や特許出願人などが主に参加していたが、今回の調査では一般人 1,204 人、専門家 292 人など約 1,500 人が参加して一般国民からの関心が高いことがわかった。

一般人用の調査では 20～30 代が参加者の約 5 割を占めて若い世代からの関心が高く、専門家用の調査では弁理士（48.6%）以外にも大手企業・公共研究機関の研究者が全体参加者の 33.6%を占め AI 技術の専門家からの参加率も高かった。

【「一般人、AI は『発明パートナー』 VS 専門家、AI は『発明のツール』」、認識違いがみられ】

AI が発明にどのレベルまで貢献できるかについて一般人の 70%は「発明のパートナー」と答えた一方、専門家の 66%は「現時点では人をサポートするツールにすぎない」と答えた。

一般人は、翻訳、問い合わせ、検索など日常生活の中で Chat GPT など高性能 AI を活用しているため AI の開発スピードが速いと考えている一方、専門家は発明・開発など専門分野ではまだ解決すべき課題が多いとみている。

【「AI を発明者として認めるべきかどうか」についてはネガティブ意見が多く…特許権は AI 使用者が取得すべき】

専門家用の調査では、AI を発明者や特許権者として認めることに対するネガティブ意見が多く※、多くの専門家が現段階で AI が法律上の権利、義務の主体になるのは適切ではないと考えていることがわかった。

※AI を発明者として認定：反対 60.8%、AI を特許権者として認定：反対 75.6%

仮に AI が発明に貢献した点を認めてその発明に対して特許権を与えるなら、AI 使用者※がその特許権を取得すべきだとの意見が多数だった。

※AI 使用者（例：AI が持つ基盤技術を活用して発明した者）：50.5%＞AI の開発者（例：グーグル AI の基盤技術の開発者）：22.7%＞AI の所有者（例：グーグル）：16.2%など

また、一般人と専門家いずれも AI が発明に貢献した特許は特許権の現行の保護期間（20 年）より短縮すべきだとの意見が多かった※。AI は短期間でも数多くの発明ができるため、人間の創作領域を過度に侵害する恐れがあることがその理由だと考えられる。

※現行の保護期間より短縮または保護期間の不要：一般人 75%、専門家 65%

今回の国民認識調査結果は特許庁ウェブサイトより閲覧できる。また、11 月末に開かれる日中韓特許庁長会合で今回の調査結果について発表し、来年韓国で開かれる五庁（日米欧中韓の知的財産庁）特許庁長（IP5）会合でも案件として発表する計画である。

特許庁長は「韓国は IT 大国というプレゼンスにふさわしく AI 技術や関連話題について国民からの関心が非常に高いことが今回の国民認識調査からわかった」とし、「今後特許庁は IP5 会合、世界知的所有権機関（WIPO）などと AI 関連特許制度に関する議論をリードし、特許制度の国際調和に向けて取り組んでいく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム